

石巻市牡鹿地区慰霊碑等設置業務公募型プロポーザル実施要領

慰霊碑等の整備に当たっては、事業者の柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験に基づく実現能力を求め、この業務に最も適した委託候補者を選定する。

なお、本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、委託候補者の選定のために必要な企画提案に関する書類（以下「企画提案書等」という。）の提出を求めるものである。

1 業務要旨及び目的

本業務は、石巻市牡鹿地区慰霊公園内に「石巻市震災復興基本計画」及び「石巻市震災伝承計画」に基づき、東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼・鎮魂及び震災の記憶の伝承のために慰霊碑及びモニュメントを設置することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 石巻市牡鹿地区慰霊碑等設置業務
- (2) 業務の場所 石巻市大原浜字町地内（牡鹿地区慰霊公園内）
- (3) 業務の内容 詳細は特記仕様書を参照
 - ア 慰霊碑及びモニュメントのデザイン、設計、製作及び設置工事
 - イ 外構（慰霊碑及びモニュメント周辺の施設配置を含む。）のデザイン、設計及び整備工事
- (4) 業務の期間 契約締結日から平成31年3月11日まで
- (5) 業務の規模（見積限度額）

金17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記には、慰霊碑及びモニュメントのデザイン、設計、製作、著作権等の権利関係の処理、設置（基礎及び基礎設置に必要な調査等を含む。）及び外構整備工事、完成式典の除幕に必要な設備費（幕、ロープ等）、打合せ等慰霊碑等設置に係る一切の費用が含まれるものとする。

3 実施方法 公募型によるプロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を申し込むことができる者は、参加申込日において次の各号に該当することとする。ただし、単独事業者又は共同提案体のいずれかの形態をもって本プロポーザルに同時に参加することはできない。

なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格となる。

- (1) 単独事業者の場合
 - ア 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入

札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録されている者。ただし、参加資格者名簿に登録されていない場合は、今回の業務においてのみ、下記書類一式を参加表明書と同時に提出することで、参加資格があるものとみなす。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書（商業登記簿謄本等）の写し

(イ) 個人にあつては、身分（身元）証明書の写し

(ウ) 印鑑登録証明書の写し

(エ) 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税（ある場合））の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し

(オ) 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（個人事業税）、市区町村民税（個人市区町村民税、固定資産税（ある場合）、国民健康保険税（料））の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し

イ 平成15年4月1日以降に慰霊碑（モニュメント等）の設置実績があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

エ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。

オ 国及び他の地方公共団体から指名停止又は指名回避を受けている者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。ただし、同法に基づく、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。

ク 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。

ケ 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

コ 本プロポーザルにおいて、他の参加申込をした者の協力事務所（業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する事務所等をいう。）でないこと。

サ 本事業に係る設置工事及び整備工事は、承認簿に登録され、次の全てに該当する者が行うこと。

(ア) 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有している者

(イ) 承認簿に「土木一式工事」の登録がされている者

(2) 共同提案体の場合

ア 結成方法は、自主結成とする。なお、参加申込書提出時に共同提案体参加資格審査申請書（様式第3号）を提出すること。

イ 構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を担当するものとする。この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという共同提案体の目的に照らして必要以上に細分化しないこと。また、構成員の分担業務は、業務の内容により、共同提案体協定書（様式3-1）において明らかにすること。

ウ 構成員は、前号ア及びウからコまでの資格要件を全て満たしている者であること。

エ 前号イ及びサについては、構成員の1つが要件を満たしていること。

オ 構成員は本プロポーザルにおいて、単独事業者、他の構成員及び他の参加申込をした者の協力事務所として参加していないこと。

5 本実施要領等の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、質疑応答書（様式第1号）に記載して、電子メール又はFAXで提出すること。その際は、電話等により質疑応答書の提出を連絡すること。

ア 提出期限 平成30年7月4日（水）午後5時まで

イ 提出先 後記17に記載のとおり

(2) 回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問を受けてから概ね3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者に電子メール又はFAXで回答するとともに、震災伝承推進室内において閲覧に供する。

6 参加申込の手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込に必要な書類（以下「参加申込書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）1部

※ 承認簿に登録されていない事業者については、4(1)アに掲げる書類 各1部

イ 共同提案体参加資格審査申請書（様式第3号）、共同提案体協定書（様式3-1）、委任状及び共同提案体使用印鑑届（様式3-2）（様式3-3） 1部

※ 共同提案体で申し込む場合に限る。

ウ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）1部

エ 平成15年4月1日以降の慰霊碑等建立実績資料（任意様式）1部

※ 建立した慰霊碑等の写真（写し可）を添付すること。

(2) 提出先 後記17に記載のとおり

(3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）

(注) 1 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時

までとする。

2 郵送の場合は、封筒に「参加申込書等在中」と記載し、期限までに到達するよう提出すること。

(4) 提出期限 平成30年7月10日（火）午後5時まで

(5) 留意事項

ア 参加申込書等の作成及び提出に係る費用は、参加申込をする者の負担とする。

イ 参加申込書等提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された参加申込書等は返却しない。

ウ 参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加申込書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

7 書類審査及び結果の通知

(1) 前記4に示す参加資格について、石巻市牡鹿地区慰霊碑等設置業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査を行う。書類審査により提出書類の不備があった場合は、失格となる場合がある。

(2) 参加申込書提出者が6者を超える場合は、企画提案書等評価基準（別紙1）の評価項目「1 業務の実績」により採点し、6者を選定し、選定結果について通知する。
なお、通知日は平成30年7月13日（金）を予定している。

8 非選定理由に関する事項

(1) 提出した参加申込書等が選定されなかった者は、審査結果通知をした日の翌日から起算して5日以内（必着）に、書面（様式は問わない。ただし、規格はA4版とする。）を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により、石巻市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(2) 前号の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

9 企画提案書の手続

前記7の通知により、プレゼンテーションの参加を認められた者は、次により企画提案に必要な書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第4号）1部

イ 業務の実施方針（任意様式）1部

※ 本業務の工程、実施体制（人員配置、連絡体制等）及び実施方法について記載すること。

ウ 企画提案書（任意様式）10部

※ 下記の記載区分に分けて記載すること。

企画提案書	記 載 内 容
基本コンセプトについて	基本コンセプトについては、慰霊空間の持つ役割を含め、その考え方を具体的に記載すること。また、全体イメージについても記載し、必要に応じて周辺イメージ図を添付すること。
慰霊碑の構造、材質及びデザインについて	建立する慰霊碑の構造、材質及びデザインについて具体的に記載すること。特に、材質の記載に当たっては、その材質を選定した理由を明らかにすること。また、構造及びデザインの具体的な内容を把握するため、必要な図面等を添付すること。
モニュメントの構造、材質及びデザインについて	建立するモニュメントの構造、材質及びデザインについて具体的に記載すること。特に、材質の記載に当たっては、その材質を選定した理由を明らかにすること。また、構造及びデザインの具体的な内容を把握するため、必要な図面等を添付すること。

エ 参考見積書（様式第5号又は任意様式） 1部

(2) 提出先 後記17に記載のとおり

(3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）

(注) 1 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

2 郵送の場合は、封筒に「企画提案書等在中」と記載し、期限までに到達するよう提出すること。

(4) 提出期限 平成30年8月3日（金）午後5時まで

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、企画提案書等を提案する者（以下「提案者」という。）の負担とする。

イ 同一の提案者が複数の企画提案書等を提出することはできない。

ウ 企画提案書はA4版で作成し、枚数は両面印刷で10枚以内とする（A3版を折込みA4版とすることも可とする。）。

エ 企画提案書は、表紙以外には会社名など提案者が特定できる情報は記載しないこと（審査は、提案者名を非公開で行うため）。

オ 企画提案書等提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された企画提案書等は返却しない。

カ 虚偽の記載をした提案及び前記2(5)に示す見積限度額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の内容について提案者ごとにプレゼンテーションを行うものとし、あわせてヒアリングを実施する。

(1) 実施日時及び場所

平成30年8月11日（土）午前10時から
牡鹿保健福祉センター「清優館」

(2) 方法等

- ア 提案者ごとに提案説明（10分以内）
- イ 質疑応答（15分程度）
- ウ 提案者側の出席は、3名以内とする。

(3) 留意事項

- ア プレゼンテーションは、企画提案書等の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案や資料は認めない。ただし、材質の説明のためサンプル材を持ち込むことや提案内容の模型展示は可能とする。
- イ 機材等を使用する場合は、実施日の2日前までに申出を行い、許可を得ること。なお、スクリーン及びプロジェクターは石巻市で準備する。
- ウ プレゼンテーションは、公開とする。ただし、他の提案者のプレゼンテーションを見ることは不可とする。

1.1 企画提案書等の審査

(1) 審査の方法

提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションは、選定委員会において審査し、企画提案書等評価基準（別紙1）により総合的に採点を行った結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉権者として選定する。

※ 合計評価点が同点の場合は、評価項目「3 提案内容」の評価点「③」が高いものを上位とする。

(2) 審査結果

審査結果については、全提案者（共同提案体の場合は代表者）に対して郵送により書面で通知する。

1.2 非選定理由に関する事項

- (1) 提出した企画提案書等が選定されなかった者は、審査結果通知をした日の翌日から起算して7日以内（必着）に、書面（様式は問わない。ただし、規格はA4版とする。）を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により、石巻市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (2) 前号の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1.3 契約の締結

優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議の上、石巻市契約規則に定める随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、契約交渉が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

1.4 全体のスケジュール（予定）

平成30年	6月25日（月）	提案募集開始
	7月4日（水）	質問提出期限
	7月6日（金）	質問回答期限
	7月10日（火）	参加申込書提出期限
	7月13日（金）	書類審査結果通知
	8月3日（金）	提案書提出期限
	8月11日（土）	プレゼンテーション
	8月21日（火）	優先交渉権者決定、提案書審査結果通知 ※予定
	9月中旬まで	業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
	9月下旬	契約締結
	9月下旬	業務開始、慰霊碑実施設計協議等
	10月中旬	慰霊碑実施設計図提出、慰霊碑製作
平成31年	1月上旬	外構工事着手
	3月上旬	慰霊碑設置、外構工事完了、成果品引渡し

1.5 失格事項

プロポーザル方式の参加者が、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合
- (3) 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合

1.6 その他

- (1) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法施行令に基づく契約手続の完了までは、石巻市との契約関係が生じるものではない。
- (2) 前記4の条件については、契約締結まで当該要件等を満たしていること。
- (3) 契約締結に当たっては、選定された企画提案をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模等及び金額について、双方確認の上、変更する場合がある。
- (4) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- (5) 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て石巻市に帰属する。

- (6) 企画提案者から提出された企画提案書等について、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定に基づき、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等は、公平性、透明性等を期するため、公表することがある。公表する場合は、提案者の承諾を得た上で企画提案書の写しを作成し使用する。
- (8) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

1.7 問合せ及び提出先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市復興政策部震災伝承推進室（市役所本庁舎4階）
電話：0225-95-1111（内線4253）
FAX：0225-22-4995
電子メール：isdilore@city.ishinomaki.lg.jp